

平成20年度

みんなで支える ふるさとの森林づくり

長野県森林づくり県民税

活 用 事 業

長野県森林づくり県民税を活用して、
皆様の身近な里山を中心とした森林づくりを推進します。



みんなで支える森林づくり事業

～ 長野県森林づくり県民税活用事業 ～



手入れの遅れている里山での間伐の推進

平成20年度予算額
439,853千円

これまで整備が進まず、長い間放置されている集落周辺の里山において、間伐の実行、地域ぐるみでの条件整備や、間伐を計画・実行する人材の育成を支援することにより、集中的な間伐を推進し、災害防止や水源の保全等、森林の機能回復を図ります。

手入れの遅れている里山



整備が停滞

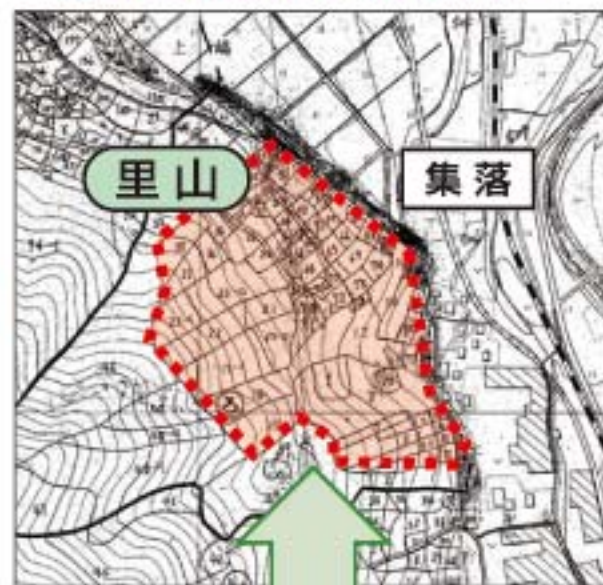
- 私有林が中心で、零細・分散する所有形態
- 不在村化等で所有者や所有界が不明確
- 様々な林齢や森林化した農地等が入り組んだ森林

地域ぐるみでの
同意等の取りまとめ

集約化

企画・提案・実行
できる人材の育成

新たな取組で間伐を推進



- 国庫補助事業(公共造林事業)を活用し、補助率を拡充
- 国庫補助事業対象外の森林が一部点在した場合も一体的に整備

課税期間中の間伐実行計画

これまでの取組に加え、「長野県森林づくり県民税」の活用により、年平均4,680haの間伐を追加実施して、健全な森林づくりに集中的に取り組みます。

現状 (平成19年度) 18,000ha + 森林づくり県民税分 (平成20年度～24年度) 年平均 4,680ha (23,400ha/5か年) = 目標 (平成20年度～24年度) 年平均 22,680ha (113,400ha/5か年)



間伐実行

404,325千円

みんなで支える里山整備事業

これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山において、森林の機能回復を図るために間伐などの森林整備を推進します。

事業主体	市町村、森林組合 NPO法人等
対象区域	市町村が必要と定めた区域
対象森林	整備が放棄され機能回復が 必要な森林(1haかつ3人以上)
計画面積	間伐 2,000ha
補助率	9/10以内
要件	主伐や森林以外への転用を 20年間制限する協定を締結

条件整備

30,000千円

地域で進める里山集約化事業

地域が主体となって、森林所有者に呼びかけ、地域ぐるみで所有界の明確化や整備の同意を得る活動を支援します。

事業主体	自治会(区、集落等) 山林委員会、森林組合等
対象事業	里山整備計画の樹立と森林所有者 から森林整備の同意を得る活動に 対して助成(10ha又は10人以上)
計画面積	2,000ha
交付金額	15,000円/ha

人材育成

5,528千円

高度間伐技術者集団育成事業

森林づくりの企画や森林所有者への施業提案など、集中的な間伐実施の中核的な担い手となる人材の育成を支援します。

事業主体	森林組合 林業者の組織する団体等
対象事業	施業プランナーや実践的林業機械 総合オペレーターの育成、施業 集約化等に関する普及啓発
補助率	1/2以内

施業とは…
森林を維持・造成するための、植栽から伐採までの一連の行為のこと。

平成20年度予算額 **5億7105万9千円**

(国庫補助金 **206,206千円** + 森林づくり県民税 **364,853千円**)

森林を所有されている皆様へのお願いです

今、多くの森林が間伐を必要としています。所有されている森林について、ぜひ一度、お近くの地方事務所、市町村又は森林組合等へご相談ください。また集落周辺の里山の整備を行いたいと考えている地域の皆様も、ぜひご連絡をお願いします。



地域固有の課題に対応した森林づくりの推進

地域における住民の実情や意向に精通している市町村が行う、きめ細かな森林づくり活動の取組を支援します。

平成20年度予算額 **100,000千円**

市町村支援 100,000千円

森林づくり推進支援金

地域固有の課題に対応した森林整備の推進や、間伐材の利用促進などを行うための市町村の取組を支援します。

事業主体	市町村
交付額	10/10以内 (施設整備費は2/3以内)

主な交付対象事業 (例示)

- 1 森林整備の推進**
 - ・間伐補助事業の拡充分
 - ・鳥獣被害防止のための森林整備
 - ・松くい虫被害の防除
- 2 間伐材利用の促進**
 - ・公共施設等での木質化
 - ・木製備品等の導入
 - ・間伐材の教材等への材料提供
- 3 県民参加の促進**
 - ・地域住民への普及啓発活動
 - ・森林環境教育の実施
 - ・住民等の森林づくり活動の支援
- 4 特認事業**
 - ・1から3以外で森林づくりに関連する取組として、特に必要と認める事業



県民や企業の森林づくりへの参加等の促進

森林づくりや県産材利用などへの理解と協力を得るため、県内外に広く普及するとともに、県民参加による事業実施の成果の検証などを実施します。

平成20年度予算額 **31,206千円**



県民・企業参加の推進 24,206千円

みんなで支える森林づくり推進事業

健全な森林づくりに対する県民、企業などへの普及啓発活動や、県民参加による県民会議等により事業成果の検証等を実施します。

- 県民参加による県民会議、地域会議の開催
- 広報・普及啓発リーフレット等の作成配布、シンポジウムの開催など
- 森林の里親促進事業
森林整備等に意欲的な企業等の活動を誘導するための普及啓発
- 地球温暖化防止吸収源対策推進事業
森林整備のCO₂吸収量を評価し、企業との協働により森林づくりを促進する仕組みづくり
- カーボンオフセットシステム構築事業
木質バイオマス利用のCO₂削減量を評価し、企業との協働により利用を拡大する仕組みづくり

学習活動 7,000千円

木育推進事業

次代を担う子供達や地域住民が里山や地域の木材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るための取組を推進します。

- 小中学生を対象とした手作り木育コンテストの開催支援
- 木育手引書の作成
- 木育推進員の派遣
- 木育地域活動への支援

木育(もくいく)とは...
森林や木材に関する様々な知識を身につけるための学習活動のこと。

森林づくり県民税の仕組み

「長野県森林づくり県民税」は 県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

個人		法人
県内にお住まいの方 お住まいの市区町村以外に家屋数等 (※1)を県内にお持ちの方 前年の合計所得金額が一定額以下等により 県民税均等割が非課税の方(※2)には課税 されません。(県民の約半数の方) 【約110万人】	納税義務者	県内に事務所等を有する法人 【約5万5千法人】
年額500円	税額	均等割額の5% 資本金等の額に応じて、 1,000円から40,000円の上乗せ
住民税(県民税)が給与から特別徴収されて いる方は、その中に含まれます。 上記以外の方は、市町村から送付される納税 通知書により納めていただきます。	納税方法	県民税均等割の申告納付時に上乗せして 納めていただきます。
平成20年度分から 平成24年度分まで	課税期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日 までの間に開始する各事業年度分

※1 家屋数等…事務所、事業所、別荘などの家屋

※2 次の方には課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦または寡夫の方
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

長野県森林づくり県民税 Q&A

Q 森林所有者が取り組むべきでは?

民有林では、零細な所有規模や林業の採算性の悪化等、取り巻く状況は厳しさを増しており、森林所有者だけの取り組みでは、森林の公益的機能の発揮に支障をきたしています。

森林は社会全体の共通の財産であることから、県はこれまでも、国や市町村と連携し、森林整備に補助金を交付し間伐を推進してきましたが、これまでも増して、必要な森林整備を行うために不足する財源の確保策として、長野県森林づくり県民税を導入しました。

Q 「緑の募金」とはどのように違うのですか?

緑の募金は、県民が県内各地域で行う緑化等の自発的な活動を支援するために、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、善意の寄付をお願いしているものです。

この募金は、緑化木の配布、公園等の施設緑化等の身近な緑化活動や、みどりの少年団の育成など人材養成のため、各地域の活動に還元され、活用される仕組みとなっており、本県では家庭募金を主体として毎年約9000万円弱の募金実績となっています。

間伐を中心とした森林整備を進める森林づくり県民税とは用途や規模、性質が異なります。

Q 税は有効に使われるのですか?

森林づくりの財源であることを明確にするため、新たに「長野県森林づくり県民税基金」を設置して、税収を管理し、活用事業の内容を県のホームページ等で公表します。

また、事業成果の検証等を行うために、県民の代表等による地域会議や県民会議を設置し、使い道の透明性・公平性を確保します。事業成果につきましても、「広報ながのけん」や県のホームページ等を活用して公表してまいります。

Q 下流域の住民には負担を求めないのですか?

森林のもつ水源かん養機能の恩恵は、県民にとどまるものでなく、本県を源とする河川を通じて広く県外下流域の住民に及んでいます。そこで、幅広く費用負担を求め、県内外から寄付金を受け入れる仕組みを設け、積極的にPRを推進していきます。

なお、下流域の自治体や住民、企業などから、森林整備への資金提供や参加など地域の森林づくりに御協力を頂いており、これらの取組も一層進めてまいります。

「森林づくり相談窓口」

森林づくりに関するご質問・ご相談についてもお気軽に各地方事務所林務課に設置した「森林づくり相談窓口」へお問い合わせください。

お問い合わせ先

■ 税を活用した森林づくりに関すること

長野県庁 林務部 森林政策課
 TEL 026-235-7261 FAX 026-234-0330
 Email: rinsei@pref.nagano.jp



▼ 各地方事務所

佐久	地方事務所 林務課	0267-63-3152
上小	地方事務所 林務課	0268-25-7137
諏訪	地方事務所 林務課	0266-57-2919
上伊那	地方事務所 林務課	0265-76-6823
下伊那	地方事務所 林務課	0265-53-0423
木曾	地方事務所 林務課	0264-25-2224
松本	地方事務所 林務課	0263-40-1926
北安曇	地方事務所 林務課	0261-23-6519
長野	地方事務所 林務課	026-234-9521
北信	地方事務所 林務課	0269-23-0215

■ 税の仕組みに関すること

長野県庁 総務部 税務課
 TEL 026-235-7048 FAX 026-235-7497
 Email: zeimu@pref.nagano.jp



▼ 各地方事務所

佐久	地方事務所 税務課	0267-63-3139
上小	地方事務所 税務課	0268-25-7120
諏訪	地方事務所 税務課	0266-57-2908
上伊那	地方事務所 税務課	0265-76-6807
下伊那	地方事務所 税務課	0265-53-0407
木曾	地方事務所 税務課	0264-25-2217
松本	地方事務所 税務課	0263-40-1908
北安曇	地方事務所 税務課	0261-23-6506
長野	地方事務所 税務課	026-234-9507
北信	地方事務所 税務課	0269-23-0206

